

職員給与・定員管理などを公表します

1.人件費の状況(普通会計決算)

区 分	平成 27 年度
住民基本台帳人口	H28.3.31 現在 12,421 人
歳 出 総 額	6,416,392 千円
人 件 費	979,924 千円
人 件 費 比 率	15.27%
ラスパイレス指数	95.9

※ ラスパイレス指数は、国家公務員の給与を100とした場合の数値。

2.職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分		平成 27 年度
職 員 数		109 人
給 与 費	給 料	396,312 千円
	職 員 手 当	55,523 千円
	期末・勤勉手当	152,464 千円
	計	604,299 千円
1 人当り給与費		5,540 千円

※ 職員数には特別職を除きます。

3.職員の平均給料月額・平均給与月額及び平均年齢(H28.4.1現在)

区 分		平成 28 年度
一般行政職	平均給料月額	300,000 円
	平均給与月額	329,000 円
	平 均 年 齢	40.6 歳
技能労務職	平均給料月額	274,600 円
	平均給与月額	308,600 円
	平 均 年 齢	43.0 歳

4.職員の初任給の状況(H28.4.1現在)

区 分		決定初任給
一般行政職	大学卒	176,700 円
	高校卒	144,600 円
技能労務職	高校卒	142,000 円

5.職員の期末・勤勉手当の状況(H27年度支給割合)

月 計	6 月計	12 月計	計
期末手当	1.225 月分	1.375 月分	2.600 月分
勤勉手当	0.750 月分	0.850 月分	1.600 月分

6.特別職の報酬等の状況(H27.4.1現在)

区分		給料月額
給 料	町 長	745,000 円
	副町長	574,000 円
	教育長	533,000 円
報 酬	議 長	308,000 円
	副議長	254,000 円
	議 員	231,000 円
期末手当	6 月期	1.300 月分
	12 月期	1.550 月分
	計	2.850 月分

7.職員の年次有給休暇の取得状況(H27年)

職 員 数	92 人
付 与 日 数	3,634 日
取 得 日 数	991 日
残 日 数	2,643 日
平均取得日数	11.0 日

※ 職員の年次有給休暇の取得状況は、全期間を在職した非現業の町長部局職員。(年の中途採用・退職者・育児休業等除く)

8.その他の休暇の取得状況(H27年)

休暇区分	取得者	取得日数	平均取得日数
病気休暇	4 人	76.0 日	19.0 日
夏季休暇	120 人	467.0 日	3.9 日
特別休暇	44 人	366.5 日	8.3 日
育児休業	3 人	404.0 日	134.7 日

※ その他の休暇の取得状況は、平成27年中の退職者も含みます。

9.職員の任免の状況

28.3.31 退職 (平成 27 年度中途退職含む)	(早期 1 名) 2 名 (普通 1 名)
28.4.1 採用	6 名 (一 般 職)

10.部門別職員数の状況(H28.4.1現在)

※教育長・休職者を除きます。

議 会	2 名	民 生	16 名
総 務	33 名	衛 生	8 名
税 務	9 名	教 育	14 名
農林水産	16 名	下 水 道	5 名
商 工	4 名	国保・介護等	10 名
土 木	8 名	合 計	125 名

11.不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 27 年度は、前年度からの係属事案はなく、また、新たな不服申立てもなかった。

12.勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 27 年度は、前年度からの係属事案はなく、また、新たな措置要求もなかった。

13.一般職員の勤務時間の状況

1 週間の正規の勤務時間	38 時間 45 分
1 日の正規の勤務時間	7 時間 45 分
開 始 時 間	8 時 30 分
終 了 時 間	17 時 15 分
休 憩 時 間	12 時 00 分～ 13 時 00 分

14.職員の分限・懲戒の状況

1. 分 限	なし
2. 懲 戒	戒告 1 名

「一部損壊」の判定を受けた住宅にお住まいの方へ

氷川町住宅リフォーム等促進事業

氷川町では、住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、町内の住宅リフォーム等促進事業登録工事店(下記参照)に依頼して住宅リフォーム等工事を行う場合、その経費の一部を補助しています。この事業につきましては、通算で1回しか助成を受けることができます。しかし、今回の熊本地震において被害を受けた住宅で、町が発行する「被災証明書」において「一部損壊」の判定を受けている住宅については、通算で2回まで(ただし、同一年度内の申請は除く)助成を受けることができますようになりました。

◆対象者・対象住宅

① 本町に住民登録をしており、対象家屋に居住している者。

② 本人または配偶者、どちらかの親または子が所有し、自己が居住している町内の住宅。

③ 店舗等併用住宅の場合は居住部分のみ。

④ マンションなどの自己占有部分。

※アパートなどの貸家、借家は対象なりません。

◆対象工事

① リフォーム工事(増築・改築・補修・設備改善など)。増築の場合は既存建物の面積

を超えないこと

② 年度内に工事が完了し、工事代金の支払いができること

◆今回の特例措置

① 当該住宅において、これまでにこの事業の助成を受けていても対象となります。

② 熊本地震発生の日以降、登録工事店(下記)以外の業者で施工したもの(施工予定)

も対象としますが、この場合は平成28年9月30日までに改修工事の契約を締結したものまたは工事に着手したものであること。

③ 改修工事に要する経費が10万円未満のものも対象とします。



☎ 62・2315

商工観光課

【お問い合わせ先】

さい。

詳しくはお問い合わせください

⑥ 一部損壊住宅の解体工事

など。

⑤ 家電製品、給湯器、エコキュート、家具、車庫や物の設置・撤去、植木伐採処分

など。

④ 合併処理浄化槽の設置および管路工事に係る費用

③ 外構工事などの住宅本体以外に係る費用

② 広告、看板などの設置に係る費用

① 土地の購入および造成に係る費用

④ 町税などの未納の有無は問

◆対象とならないもの

① 土地の購入および造成に係る費用

② 広告、看板などの設置に係る費用

③ 外構工事などの住宅本体以外に係る費用

◆対象とならないもの

① 土地の購入および造成に係る費用

② 広告、看板などの設置に係る費用

③ 外構工事などの住宅本体以外に係る費用

住宅リフォーム等促進事業登録工事店一覧

薄田塗装	祐電	澤田建築	松本建築	マツナガ工芸	竜北設備
森工業	寺田建築	山口工房	(株)沖田	光永左官工業	(株)前田建設
磯崎建築	MJK三好建設	山元塗装	堀井建装	小松建築	前田建築
竹本建築	高岡建築	原田建築	リュウケンホーム	(有)野村工業	山本建築
上田木工所	福田建築	(有)カワマタシステムズ	(株)黒田商会	沼里建築	(株)フルサト電材販売
片山工業	上田タイル工業	マエダ住建	本田建築	村上木工所	四宮材木店
塚本住建	上田工務店	早川住建	(有)峠建設	ぐりーんはうす	(株)竜北建設
鶴田工務店	(有)氷川サッシ	(有)四宮商会	(株)華丸設備工業	(有)もみのき	氷川燃料(有)
橋本住建	中島建築	西河建築	(株)イッセイハウス	野崎建築	塚本建築
(有)稲葉工業	浜田鉄工所	光栄建設(株)	松田塗装工業	和幸建築	タワラ住宅設備
前田設備工業	緒方工業	宮崎建築	氷川総合設備	(有)木屋	(有)角田建築
田中設備工業	高岡工匠				